



2022年4月28日

各位

会社名 株式会社 商船三井  
代表者名 代表取締役 社長執行役員  
橋本 剛  
コード番号 9104 (東証プライム市場)  
問合せ先 秘書・総務部長 居城 正明  
(TEL 03-3587-7026)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月21日開催予定の定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、商船三井グループの企業理念、価値観・行動規範(MOL CHARTS)、およびグループビジョンで掲げる考え方にに基づき、海運業を中心とした様々な社会インフラ事業の展開を推進しています。当社が事業化を検討している、船上のインターネット環境を利用した船員向け情報共有アプリ事業等に対応し、また、あらたなる事業拡大に備えるため、定款第2条に定める事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
(1)～(19) (条文省略)	(1)～(19) (現行どおり)
(新設)	(20) <u>電気通信事業法に定める電気通信事業</u>
(20)～(26) (条文省略)	(21)～(27) (現行どおり)
第15条 当社は、総会の招集に際し株主総会参考書類、事業報告、計算書類およ	(削除)

<p><u>び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>  <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)  <u>1. 現行定款第 15 条の削除および変更案第 15 条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u>  <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。</u>  <u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 2022 年 6 月 21 日 (火) |
| (2) 定款変更の効力発生日      | 2022 年 6 月 21 日 (火) |

以上